

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類		基礎点検	
事務事業名		社会福祉審議会事務		F 審議会・協議会等運営事業	
担当部署名		健康福祉 局 生活福祉 部 健康福祉総務 課		シート番号	
				11-009	
		評価責任者(課長名)		河内	

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	8	その他	後期実施計画の位置付け
			施策	1	その他	無
	2	事業開始年度	平成 8 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等 (法令、条例、規則、要綱等)	社会福祉法第7条第1項 堺市社会福祉審議会条例第1条、第2条			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	社会福祉法第7条第1項の規定により都道府県、政令指定都市、及び中核市に設置が義務付けられており、平成8年の中核市移行に伴い設置したもの。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体 (誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()					
	7	事業の対象 (誰を、何を対象としているのか。)	社会福祉審議会委員					
	8	事業の目的 (どのような状況にしたいのか。)	社会福祉全般に関する事項を調査審議し、外部の委員の意見を聞くことにより適正な施策の推進を図る。					
	9	事業内容 (スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	社会福祉法第7条により市長の附属機関として設置し、社会福祉全般に関する事項を調査審議し、市長の諮問に対する答申又は関係機関に対する意見具申を行う。 また、社会福祉法第11条の規定により、以下の分科会を設置。 ・民生委員審査専門分科会…民生委員の適否の審査に関すること ・障害者福祉専門分科会…身体障害者の福祉に関すること ・児童福祉専門分科会…児童福祉に関すること ・高齢者福祉専門分科会…高齢福祉に関すること ・地域福祉専門分科会…地域福祉に関すること					
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()						

Ⅲ. 投入量

項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	11	事業費 (a)	千円	2,138	2,535	1,987	2,459
	主な事業費内訳	報酬・謝礼金	千円	2,132	2,520	1,969	2,408
		需用費・役務費	千円	6	15	18	31
		使用料及び賃借料	千円	0	0	0	20
			千円				
	財源内訳	国・府支出金	千円				
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他()	千円				
		一般財源	千円	2,138	2,535	1,987	2,459
	12	人件費 (b)	千円	2,630	2,630	2,630	2,600
13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	4,768	5,165	4,617	5,059	